

新時代への責任と決断

名取市議会議員

吉田 良の 名取市政ビジョン

第24号

令和8年2月定例会 一般質問③ 令和8年2月6日に告示された住民監査請求の結果について

令和7年12月16日、名取市監査委員に対し、住民監査請求を行いました。ナスパ跡地への固定資産税の非課税は違法または不当であるから、必要な措置を講ずるよう勧告することを求める内容です。監査委員はこの請求を受理し、職員からの聴取や書類等の監査を行った結果、時効消滅していない令和3年度から令和7年度までの非課税措置を取り消した上で課税することなどを市長に勧告しました。

Q 監査結果に対する見解は。

A 大変厳しい結論として重く捉えている。監査委員の勧告に従い、適正な課税処分を行っていきたいと考えている。

Q これまで明らかにされてこなかった事実が複数判明している。まず、非課税に該当しない通知を学校法人に送付した6日後、学校法人から減免申請書が提出されている。減免を受けようとする事由は別紙のとおりと書かれているが、別紙は添付されていない。固定資産税を減免するために、市は学校法人に対し、全面的に協力したのではないのか。

A 地域還元も検討しているとの説明を受けたため、法的に許容される範囲内で支援していきたいと考え、当該年度は非課税ではなく減免とする判断をした。

Q また、高等学校の所在地は長野県だが、施設利用計画書には利用日数を年間96日とする記載がある。あまりにも非現実的で形式的なものにすぎないとは考えなかったのか。

A 使用に耐えない状態になっていたが、学校法人が適切に草刈りを行い、提出された計画書に基づいて一定の利活用が見られている。そのため、計画書に基づいた対応を期待しながら見守ってきた。

Q 平成31年度及び令和2年度固定資産税課税分の徴収権が時効消滅し、公金に損害が生じたことについて、理由と責任を明確にすべき。

A 適正な課税を行っていないと指摘を受けたことに対し、市長として市民の皆様深くおわび申し上げます。

→令和8年6月定例会で、市長を減給10分の1(3か月)とする等の議案が提出され、原案可決されました。

令和8年度予算 政策提案の主な成果

指定学校変更の要件に、部活動に関する理由(継続して取り組んできた特定の文化・スポーツ活動が入学・転入学すべき中学校にないこと)が追加されました。令和7年11月から、担当課に直接要望を行ってきました。

名取中央地下歩道の点検費用が措置されました。継ぎ目からの漏水がある実状について相談を受け、担当課に対応を求めてきました。変状が大規模なものであれば、9年度に詳細設計等を行い、必要に応じて工事が行われます。

第二中学校駐輪場改築設計委託料が措置されました。老朽化が激しいという保護者からの相談を受け、担当課に対応を求めてきました。8年度中に修繕が行われます。

令和8年上半期の主な活動実績

■市議会

第1回臨時会、第2回臨時会、第3回定例会、第4回定例会が開催されました。議員協議会が5回開催され、名取市環境美化の促進に関する条例の見直しなどについて説明を受けました。全国市議会議長会から、議員在職十年表彰を授与されました。

■行事等

増田神社例大祭の神輿渡御に参加しました。増田西地区自主防災協議会設立総会、なとり子ども食堂総会などに出席しました。混成合唱団せせらぎ第12回定期演奏会に指揮者として出演しました。

■視察・研修等

会派で三重県内3市を視察し、桑名福祉ヴィレッジ整備事業、三重大学・津市子ども教育センター、グリーンクリエイティブいなべについて調査しました。県議会議員の企画により、宮城県農業・園芸総合研究所を視察しました。



会派行政視察



混成合唱団せせらぎ定期演奏会

令和8年2月定例会 一般質問① 保育及び学校教育における論語の活用について

百人一首式論語カルタは、佐賀県多久市の公益財団法人孔子の里が開発し、販売する教材です。箱に収められており、全部で100の言葉を一覧にした紙が入っています。読み札には、言葉の意味も記載されています。取り札については、初心者用には絵が描かれており、上級者用は絵のない白地となっています。これらが100枚用意されており、いわゆる百人一首と同様の形式になっています。私が議員になることを目指したのは、実はこの論語カルタの普及、もっと言えば論語そのものの普及が動機の一つでした。

Q 百人一首式論語カルタとその活用事例を名取市立の保育所、児童センター及び学校に紹介すべき。

A 百人一首式論語カルタについては、古典文化に親しみながら言葉の美しさを感じ、他者への思いやりや礼節を学ぶ教材として一定の教育的効果が期待できるものと認識している。他自治体での活用事例等を調査研究の上、児童センター館長や保育所長が集まる会議の場において、その事例を共有したい。

A 遊びを通して論語の言葉に親しむ手法は、子供たちの古典への関心を高める上で非常に有効な手段と認識している。現在、市内小・中・義務教育学校において、百人一首式論語カルタを活用している事例は把握していないが、今後、市学校司書研修会等の機会を捉え、論語に関連する本やかるた等の情報提供に併せ、他自治体での活用事例についても共有していく。

令和8年2月定例会 一般質問② 名取駅コミュニティプラザの運営について

名取駅コミュニティプラザは令和7年10月にレイアウトの変更を行いました。少人数での利用ニーズに合わせ、6人用と8人用のテーブルを廃止し、中央部に3人用テーブルを5台配置するとともに、壁際には個別席を設け、モバイル端末の普及に伴い、充電ポートをそれぞれ設置することにしました。さらに、館内で持込みによる飲食を可能としました。

Q 個別席の利用方法について把握は。

A 若い方が多く利用している。時期的な影響もあり、現在は特に受験勉強の利用が多いと捉えている。

Q 主に中高生の居場所として利用される青少年プラザへ施設の転用を検討すべき。

A 青少年プラザが有している機能の全てを盛り込むとなると物理的な制約があり、あらゆる世代が利用している実態を踏まえると、対象を中学生に限定することの是非など、解決すべき課題が多い。

令和8年6月定例会 一般質問 令和8年3月21日に手倉田八幡地区で発生した火災への対応について

令和8年3月21日、名取市手倉田八幡地区において、家屋7棟が全焼する火災が発生しました。1人の方がやけどを負って搬送されましたが、幸い死者はありませんでした。全焼した家屋7棟のうち1棟は私の自宅でした。



Q 薪ストーブの煙害や危険性について、周囲の住民から苦情や相談等があった場合、どのように対応してきたのか。

A 住宅の薪ストーブについて、苦情が年に数件寄せられている。規制する法令がないことから、近隣住民への配慮をお願いしている。

Q 薪ストーブの適切な管理及び使用等につながるよう、設置の届出を義務化すべき。

A 家庭用として取り扱われる薪ストーブは、火災危険が少なく、届出の対象とはしていない。届出を義務化することは考えていない。

Q 現場へ通じる市道八幡1号線の起点及び終点付近にあるU字型車止めは、消火活動に際し、いつ取り除かれたのか。

A 消防隊はU字型車止めを外しての活動は行っていない。

Q 市が設置する車止め等を緊急時に速やかに取り外せるよう、市内全域の運用状況を確認すべき。

A 改めて市内全域の市道の車止めについて、一斉に状況の確認と点検を行う。

Q 名取市災害被害者に対する市税の軽減又は免除等に関する条例第1条「当該年度分の軽減又は免除」について、問題があるのでは。

A 現行では発災時期によっては減免の適用を受けることができない場合がある。

Q 災害発生時期により救済に大きな差が生じないように、減免の対象を災害発生年度分とする規定を改めるべき。

A 他の災害被害者と同様に減免を適用できるように、条例の改正に向けて取り組む。

吉田良後援会は会員を募集しています

■新住所 〒981-1231 名取市手倉田字堰根392-7 E棟

■TEL 090-3368-1771 ■FAX 022-774-1771

■X(旧ツイッター)・LINE ryoyoshida1771

■新ホームページ <https://ryo-yoshida.com>

バックナンバー・後援会入会申込みは二次元コードから▶



よしだりょうプロフィール

宮城県仙台南高等学校、東京音楽大学卒業。これまで県内中・高等学校教員、学習塾経営など。

現在、名取市議会議員(3期)、民生教育常任委員会委員長、名取市民合唱祭実行委員会顧問、ウェルビーイング学会会員など。著書2作。

令和8年7月1日 発行 討議資料